

登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、私立幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づいて設置された私立の幼稚園をいう。以下「幼稚園」という。）の設置者が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の減免をする場合に、市が行う幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、市内に住所を有する園児が通園するすべての幼稚園に適用する。ただし、市長は、その範囲を指定することができる。

(補助の対象及び金額)

第3条 市は、幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が当該幼稚園に在園する満3歳児（満3歳に達した幼児が翌年の4月を待たずに年度の途中から幼稚園に入園する園児をいう。以下同じ。）、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対して保育料等を減免する場合には、当該設置者に対し次の表に掲げる額を限度として補助金を交付する。

区分		補助限度額（年額）		
		幼児が1人のみ就園している場合の当該幼児又は同一世帯から2人以上就園している場合の最年長の幼児	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長の幼児	同一世帯から3人以上就園している場合の左記に掲げる者以外の幼児
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	308,000円		
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯又は当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	272,000円	290,000円	308,000円
	うち、ひとり親世帯等に該当する世帯	308,000円		

3	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が算定基準額1以下の世帯	115,200円	211,000円	308,000円
	うち、ひとり親世帯等に該当する世帯	217,000円	308,000円	
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が算定基準額2以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が上記以外の世帯	—	154,000円	308,000円

注

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 2 保護者が幼稚園に納入する保育料等の額が補助限度額を下回る場合は、当該保育料等の額を補助金の額とする。
- 3 年度途中の入退園及び休園により保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式により算出した額とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
 - (1) 当該年度において入園料を負担している場合 上記の補助限度額(年額) × (保育料の支払い月数 + 3) ÷ 15
 - (2) 当該年度において入園料を負担していない場合 上記の補助限度額(年額) × 保育料の支払月数 ÷ 12
- 4 所得割課税額を計算する場合は、配当控除、外国税額控除及び住宅借入金等特別税額控除は適用しないものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する幼児は、この表の規定にかかわらず「第2子」の額とする。
 - (1) 区分1から区分3までに該当する世帯において、保護者と生計を一にし、又は同一世帯に属する子(補助金の額の算定の基礎となる幼児及び当該幼児より年齢が低い子(以下「算定基礎幼児等」と総称する。))を除く。)が1人のみいる場合の当該保護者と同一世帯に属する最年長の幼児
 - (2) 区分4及び区分5に該当する世帯において、保護者と同一世帯に属する子(小学校1年生から3年生までの子に限る。)が1人のみいる場合の当該保護者と同一世帯に属する最年長の幼児
 - (3) 前2号を除き、保護者と同一世帯に属する子(算定基礎幼児等を除く。)が1人のみ特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び幼稚園を利用している場合(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又

は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。以下同じ。)の当該保護者と同一世帯に属する最年長の幼児

6 次の各号のいずれかに該当する幼児は、この表の規定にかかわらず、「第3子以降」の額とする。

- (1) 区分1から区分3までに該当する世帯において、保護者と生計を一にし、又は同一世帯に属する子(算定基礎幼児等を除く。)が2人以上いる場合の当該保護者と同一世帯に属する幼児
- (2) 区分4又は区分5に該当する世帯において、保護者と同一世帯に属する子(小学校1年生から3年生までの子に限る。)が1人のみいる場合であって、かつ、当該保護者と同一世帯に属する子(算定基礎幼児等を除く。)が1人のみ特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は幼稚園を利用している場合の当該保護者と同一世帯に属する幼児
- (3) 区分4又は区分5に該当する世帯において、保護者と同一世帯に属する子(小学校1年生から3年生までの子に限る。)が2人以上いる場合の当該保護者と同一世帯に属する幼児
- (4) 前3号を除き、保護者と同一世帯に属する子(算定基礎幼児等を除く。)が2人以上同時に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は幼稚園を利用している場合の当該保護者と同一世帯に属する最年長の幼児

7 この表において「ひとり親世帯等」とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養している者。ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
- (3) 次のアからオまでに該当する在宅障害児(者)
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ウ 精神保険及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童。
 - オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者。ただし、在宅の者に限る。

(8) その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

8 この表において「算定基準額1」とは、34,500円に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算した額をいう。

(1) 前年の12月31日現在で16歳未満の扶養親族の数×21,300円

(2) 前年の12月31日現在で16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

9 この表において「算定基準額2」とは、171,600円に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算した額をいう。

(1) 前年の12月31日現在で16歳未満の扶養親族の数×19,800円

(2) 前年の12月31日現在で16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

2 前項の対象幼児(満3歳児を除く。)の年齢は、各年度の4月1日の前日における満年齢による。

第4条及び第5条 削除

(補助金の交付申請)

第6条 補助金を受けようとする設置者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記様式第2号)

(2) 減免措置に関する調書(別記様式第3号)

2 市長は、前項各号に定めるもののほか、別に必要があると認めるときは、その書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、その交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、補助金の適正な交付を行なうため又は補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、当該申請に係る事項について修正し、又は必要な条件を付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書及び個人別減免調書(別記様式第4号)をもって申請者に通知するものとする。

(状況報告等)

第8条 補助金の交付を受けた設置者は、事業の実施状況及び減免措置の方法について、事業の状況報告書(別記様式第5号)により、市長が別に定める期日までに報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3

月20日までのいずれか早い日までに事業の実績報告書（別記様式第6号）により、市長に報告しなければならない。

（証拠書類の整備）

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした証拠書類を備えておかなければならない。

2 市長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を決定し、又は交付を行なった後、次の各号の一に該当するときは、補助金の決定を取り消し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を補助目的以外に支出したとき。

（3）前各号のほか、この規則に違反したときその他不相当と認められる事実があったとき。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和 56 年規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 58 年規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 60 年規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 62 年規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年規則第 38 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年規則第 24 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 1 年規則第 2 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年規則第 2 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 3 年規則第 2 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 4 年規則第 3 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 5 年規則第 2 0 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 6 年規則第 2 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 7 年規則第 2 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 8 年規則第 3 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 9 年規則第 2 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 0 年規則第 2 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 1 年規則第 2 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 2 年規則第 2 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 3 年規則第 2 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年規則第9号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の登別市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。